

大学院医学系研究科
医学博士課程

【論文博士】

学位の種類：博士（医学）

学位申請の手引き

山口大学医学部学務課

http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~gakumu/bunai_g/gakui/gakui.htm

平成27年2月

目 次

<手引き>

はじめに	・・・・・・・・ 1
Ⅰ. 予備審査申請の期間	・・・・・・・・ 1
Ⅱ. 予備審査申請	・・・・・・・・ 1
Ⅲ. 学位申請	・・・・・・・・ 3
Ⅳ. 書類作成上の留意点	・・・・・・・・ 4
Ⅴ. 学位の審査の概略	・・・・・・・・ 6
Ⅵ. 学位の申請等に関する問い合わせ先	・・・・・・・・ 6
Ⅶ. 個人情報保護について	・・・・・・・・ 7
Ⅷ. 学位論文の内容を特許出願することについて	・・・・・・・・ 7
Ⅸ. 学位論文の公表について	・・・・・・・・ 7

<書類の作成要領等>

1. 学位論文の作成要領	・・・・・・・・ 9
2. 学位論文の関連論文, 参考論文の別刷作成要領	・・・・・・・・ 10
3. 参考論文の提出について	・・・・・・・・ 11
4. 論文目録の記載例	・・・・・・・・ 12
5. 履歴書の記載例	・・・・・・・・ 13
6. 学位論文の見本	・・・・・・・・ 15

<細則等>

1. 山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則	・・・・・・・・ 17
2. 医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則に関する申し合わせ	・・・・・・・・ 19

はじめに

予備審査申請するためには、次の条件が整っていることを確認してください。

- ①学位論文の関連論文が掲載予定（アクセプト済み）又は掲載済である。
（査読中の段階でも予備審査は申請できます。）
- ②必要な研究歴（本学での2年間の研究歴を含む）の年数を満たしている。
（学位申請時に満たす予定であれば予備審査申請は可能です。）
- ③本学が実施する外国語試験に合格している。
- ④予備審査申請時に本学に研究生、研修医、医員、助教等の籍がある、又は、籍が無くなってから2年以内である。

特に、②の研究歴については、学務課で確認してください。

I. 予備審査申請の期間

- ・原則として、毎月15日までに申請する。

II. 予備審査申請

すべての書類各1部を学務課に提出し、申請前のチェックを受けて下さい。

その際、論文目録の参考論文欄に記載した全ての論文も提出してください。

その後、修正して必要部数揃えて申請してください。（提出は郵送でも可）

1. 学位予備審査申請書……1部

別紙様式に必要事項を記入し、正式に申請する際は、指導教授の承認印を得て下さい。

2. 論文目録……16部

見本を参考に、申請者がパソコン等で作成して下さい。

3. 学位論文……5部

テーシス形式で作成し、ホッチキス等で止めてください。

4. 学位論文の関連論文（別刷）……16部

「学位論文の関連論文」とは、学位論文の基になった論文です。

掲載予定の場合は、掲載予定であることを証明するもの（手紙又は電子メール等）のコピーを1部提出して下さい。掲載予定に至っていない場合は、査読中であることがわかるものを提出してください。

5. 学位論文の要旨……16部

申請者がパソコン等で作成して下さい。

6. 履歴書……16部

見本を参考に、申請者がパソコン等で作成して下さい。

7. 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し……1部

卒業証明書は必ず本紙を提出してください。

8. 外国語試験合格証明書……1部（本研究科の単位修得退学者は不要）

9. その他研究歴を確認できるもの

本学における医員，研修医，教育職員の在籍期間並びに本研究科研究生，大学院生の在学期間については，提出不要です。

10. 審査委員推薦書

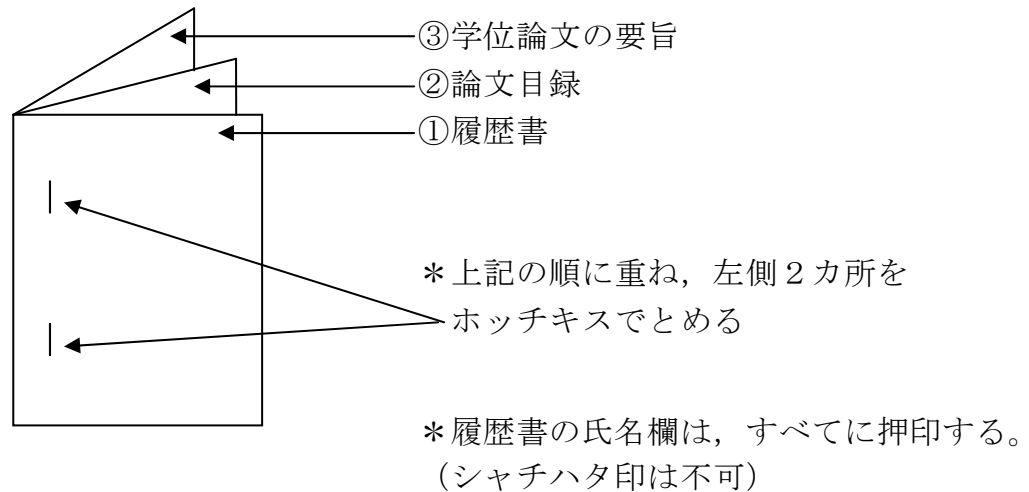
指導教授が作成する書類ですので，指導教授へ依頼してください。

11. 審査手数料 57,000円

(改訂される場合がありますので，学務課で確認してください。)

なお，共著者が10名を超える場合（10名までは不要）は，指導教授の理由書（様式任意）が必要です。

* 「履歴書」，「論文目録」及び「学位論文の要旨」は，次の要領で16部製本する。



Ⅲ. 学位申請

予備審査委員会から予備審査の合格の通知があったときは、次の書類を作成し必要部数揃えて申請してください。（提出は郵送でも可）

「学位申請者調書」，「承諾書」については，学務課に提出し，学位申請前のチェックを受けてください。

その後，修正して必要部数揃えて申請してください。（提出は郵送でも可）

なお，学位論文の関連論文は，掲載予定（アクセプト済み）又は掲載済みであること，また，研究歴を満たしていることが必要です。

1. 学位申請書…… 1 部

別紙様式に必要事項を記入し，正式に申請する際は，指導教授の承認印を得て下さい。

2. 論文目録…… 1 1 部

予備審査申請時と同じものを提出してください。（予備審査で修正を求められた場合は修正したもの）

3. 学位論文…… 1 1 部

予備審査申請時と同じものを提出してください。（予備審査で修正を求められた場合は修正したもの）

4. 学位論文の関連論文（別刷） …… 6 部

予備審査申請時と同じものを提出してください。掲載予定の場合は，掲載予定であることを証明するもの（手紙又は電子メール等）のコピーを1部提出して下さい。

5. 学位論文の要旨…… 1 1 部

予備審査申請時と同じものを提出してください。（予備審査で修正を求められた場合は修正したもの）

6. 参考論文（別刷） ……各 6 部

参考論文は，学位論文の関連論文を書くにあたり，参考にした論文ではありません。
掲載予定の論文がある場合は，掲載予定であることを証明するもの（手紙又は電子メール等）のコピーを1部提出して下さい。

7. 履歴書…… 1 1 部（※ 1 1 部全ての氏名の右側に押印してください。）

予備審査申請時と同じものを提出してください。（予備審査で修正を求められた場合は修正したもの）

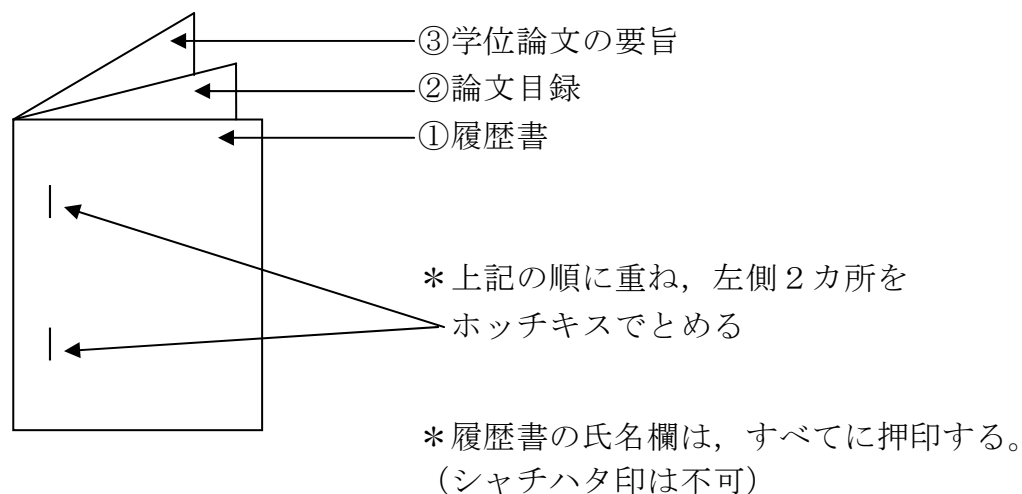
8. 学位申請者調書…… 1 部

申請者がパソコン等で作成してください。

9. 承諾書…… 1 部

学位論文の関連論文が共著の場合は，所定の様式に共著者全員の署名（自署）を得て下さい。

* 「履歴書」，「論文目録」及び「学位論文の要旨」は，次の要領で11部製本する。



IV. 書類の作成上の留意点

1. 「履歴書」，「論文目録」，「学位論文の要旨」の原稿を，見本を参考にパソコン等で作成する。

すべての「履歴書」に，氏名の右に押印する。

研究歴のうち，期間が定かでない場合は下記へ問い合わせ確認すること。

研究生（医学研究生を含む）に関すること

医学部学務課大学院教務係 TEL 0836-22-2058

本学教育職員，医員，研修医に関すること

医学部総務課人事係 TEL 0836-22-2015

2. 学位論文の関連論文が共著の場合は，「承諾書」に共著者全員の署名（自署）を得ること。

共著者が遠隔地におられる場合や共著者が多い場合は，所定の様式をコピーし，複数枚に分けてもよい。

共著者が死亡している場合は，死亡していることを第三者が証明した書類を添付して下さい。また，共著者の所在が不明の場合，承諾書に換わる「理由，経緯などを記載した書類」を指導教授が提出することになります。

3. 「学位論文の関連論文」別刷，「参考論文」別刷

掲載予定や，掲載されたが別刷が間に合わない場合は，自分で別刷を作成する。

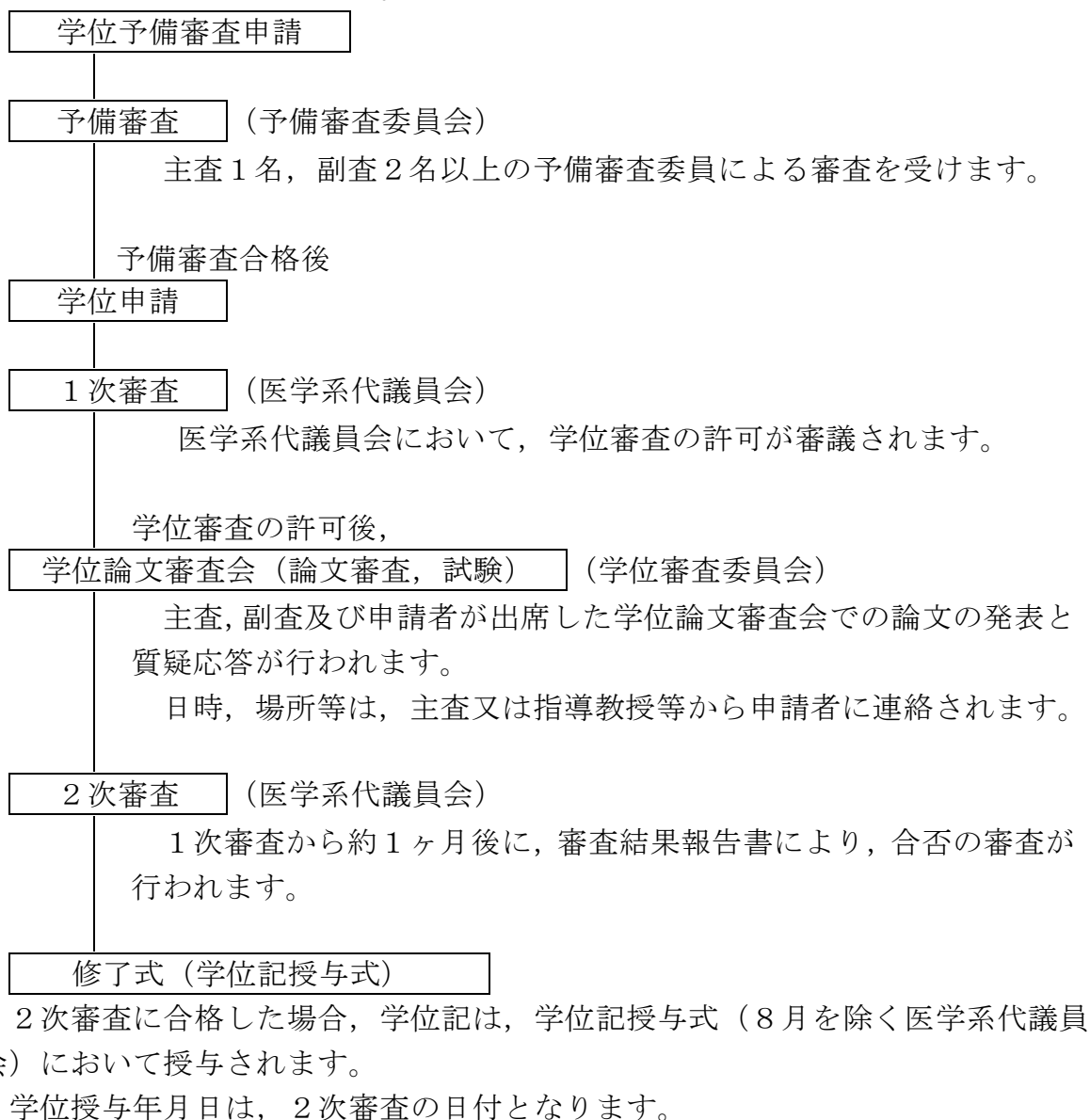
自分で作成する場合は，別刷に準じて，カラー写真がある場合はカラーコピーで両面コピーで作成する。

提出予定ではない参考論文のうち，別刷が1部も無い場合（コピーできる原稿も無い場合）は，無しのままでよい。

4. 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
卒業証明書は必ず本紙を提出してください。卒業証書の写しは必要に応じてサイズを変更しても良い。
5. 外国語試験合格証明書
試験合格後に医学部から送付された証明書のみを提出する。
紛失した場合は学務課へ問い合わせてください。
6. その他研究歴を確認できるもの
他大学における研究歴に関するものは、当該大学等へ証明書を求めてください。
本学における研究生、医員、研修医、教育職員に関するものは提出不要です。
7. 学位申請者調書
指導教授の署名及び印は無くても良い。
8. 「参考論文」を各6部用意する。
なお、論文目録に記載した参考論文が10編以上ある場合は、その中から代表的なものの10編以内を選び、それを各6部用意する。
9. すべての書類を必要部数揃え、指導教授の承認（承認印）を得た後、学務課へ提出する。

V. 学位の審査の概略

審査の概略は次のとおりです。



VI. 学位申請に関する問い合わせ先

〒755-8505 山口県宇部市南小串1-1-1

山口大学医学部学務課

TEL 0836-22-2055 FAX 0836-22-2059

E-mail : me233@yamaguchi-u.ac.jp

VII. 個人情報保護について

学位申請書等の内容は、申請者の個人情報ですから、慎重に取り扱います。

提出された書類は、審査及び学位記授与手続きに使用します。審査終了後、学務課において必要部数保存すると共に、次の用途に使用する以外は、焼却処分します。

- (1) 学位授与された者の学位論文は、国立国会図書館へ必要部数送付します。
- (2) 学位授与された者の学位記番号、氏名、授与年月日等は、検索用として整理する他、各種調査等の依頼に対しては、個人を特定できない内容で外部へ提供します。

VIII. 学位論文の内容を特許出願することについて

学位申請書に添付した学位論文は、申請後、学位論文審査会においてその内容を発表することになります。

申請される方で、特許出願を予定している場合や特許出願の可否を検討している場合は、「学位論文審査会の開催に関する取扱い」に定めるとおり配慮することになっています。

該当される方は、学位申請時に、その旨の書面を添付してください。（様式は任意です。）

IX. 学位論文の公表について

学位規則の一部を改正する省令(平成 25 年度文部科学省令第 5 号)に伴い、博士論文のインターネット公表が義務化されました。このため、本学では平成 25 年度以降授与される博士論文は全て山口大学学術機関リポジトリ (YUNOCA) 上で公開することとなります。

つきましては、学位論文審査及び最終試験に合格し修了が認定された後次ページにある同意書および論文のデータ提出をお願いいたします。

学位論文公開についての同意書(博士)

山口大学大学院医学系研究科長 殿

私が執筆した学位論文を公開することについて同意します。

_____年 ____月 ____日

研究科・専攻・ コース	医学系研究科											
学籍番号												<input type="checkbox"/> 乙種のため学籍番号なし
氏名 (本人署名・印)												
住所 ※卒業後の連絡先をご記入ください。	〒											
Tel.												
E-Mail												
論文名												

データベースにおける学位論文の電子的公開と複製について

データベースでは、論文題目、要旨および本文を、広くインターネットに公開します。
公開された論文は、複製(ファイルの複製、印刷による複製等)をすることができます。

【個人情報の取扱について】 ご記入いただいた個人情報(学籍番号, 連絡先)は、山口大学における博士学位論文管理業務にのみ使用し、第三者に公開されることはありません。

提出先 : 山口大学医学部学務課大学院教務係
住 所 : 〒755-8505
宇部市南小串1-1-1
E-mail : me233@yamaguchi-u.ac.jp

学位論文の作成要領

申請時の学位論文は、次の要領で作成してください。

1. A4縦サイズの内紙で作成する。
2. 表紙又は1枚目となる頁には、次のことが必ず記載されていること。
論文の題目
申請者氏名
申請者の所属
作成年月
3. 表紙の次頁に、目次を付ける。
4. 論文中に写真、図表がある場合、わかりやすい状態にする。
判断しがたい場合は、指導教授に相談する。
5. 製本は、左綴じ、2カ所をホッチキスでとめる。

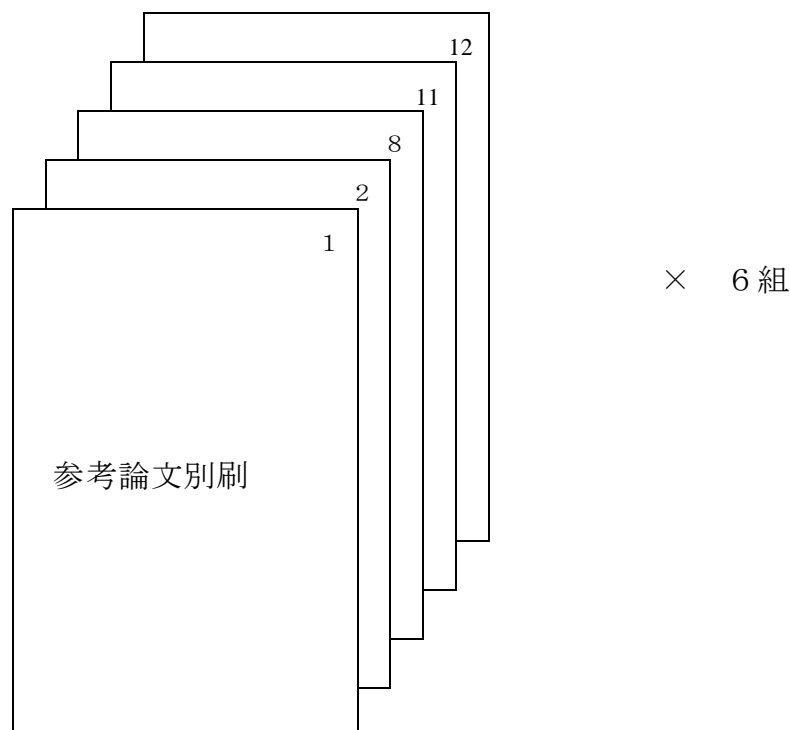
主論文、参考論文の別刷作成要領

申請時の主論文、参考論文が掲載予定や掲載されたが別刷が申請に間に合わない場合は、次の要領で申請者本人が別刷を作成してください。

1. 別刷に、できるだけ近い形にすること。
2. 表紙又は1枚目となる頁には、次のことが必ず記載されていること。
論文の題名
著者及びその所属
掲載（予定）雑誌名
掲載（予定）年月 記載例： 2005年10月 掲載予定
3. 作成方法
 - ①パソコン、ワープロ等により作成したものをコピーする。
 - ②最終的なゲラ刷が手元にある場合は、それを利用しコピーする。
 - ③原則として、両面カラーコピーとする。
 - ④写真、図表等は、できるだけ本文中に挿入する。
挿入が困難な場合、後部頁にまとめても良い。
 - ⑤掲載ページがわかっている場合は、それにより下部中央に付すこと。
わからない場合は、1頁から付すこと。
 - ⑥両面コピーした際、最後の用紙の最終頁まで印刷される場合は、表裏紙として白紙を1枚付けること。
 - ⑦製本は、ホッチキスにより、左側2カ所を確実にとめること。
4. 写真原稿について
 - ①白黒写真の場合は、コピーしてみて論文中の写真として問題ないと判断される場合は、通常のコピーでも良い。
 - ②カラー写真のある論文は、該当する頁のみカラーコピーを使用するか、別刷全てをカラーコピーとする。
 - ③白黒、カラーを問わず、論文中の写真としてわかりやすい状態にする。
判断しがたい場合は、指導教授に相談する。

参考論文の提出について

1. 参考論文は、主論文を書くにあたり、参考にした論文ではありません。
2. 論文目録には、申請者自身が著者（ファースト・セカンドの別は問わない）となっている論文を全て記載してください。
3. 参考論文が10編を超える場合は、その内の10編以内を選び、学位申請の際に各6部提出してください。
4. 提出する参考論文の別刷の部数が不足する場合には、コピーし製本したもので結構です。（「主論文、参考論文の別刷作成要領」を参考にしてください。）
5. 参考論文提出時
 - ①提出する参考論文全部の右上に、論文目録に記載した番号を鉛筆で記載してください。
 - ②提出する参考論文別刷を番号順に並べ、6組セットする。



履 歴 書

報告番号	乙 第 号		
氏 名	山口太郎 印	性別	男
生年月日	昭和55年 5月 5日 ※和暦（留学生は西暦）		
本 籍	山口県 ※都道府県（留学生は国籍）のみ		
現住所	山口県宇部市南小串1-1-1		
<p>学 歴</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 山口大学〇〇学部〇〇学科 卒業</p> <p>平成〇〇年 4月 1日 山口大学大学院医学系研究科〇〇〇〇課程 〇〇〇〇〇〇〇専攻（〇〇〇〇〇〇分野） 入学</p> <p>平成〇〇年 3月31日 山口大学大学院医学系研究科医学博士課程 〇〇〇〇〇〇〇専攻（〇〇〇〇〇〇分野） 単位取得退学</p> <p>免 許</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 医師免許取得（登録番号第〇〇〇〇〇〇号）</p> <p>研究歴</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 } 山口大学医学部附属病院研修医</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 }</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 } 山口大学医学部附属病院医員（〇〇科）</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 }</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 } 山口大学研究生（〇〇学講座）</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 }</p>			

職 歴

平成〇〇年〇〇月〇〇日	}	山口大学医学部附属病院研修医
平成〇〇年〇〇月〇〇日		
平成〇〇年〇〇月〇〇日	}	山口大学医学部附属病院医員（〇〇科）
平成〇〇年〇〇月〇〇日		
平成〇〇年〇〇月〇〇日	}	〇〇〇病院医師（〇〇科）
平成〇〇年〇〇月〇〇日		
平成〇〇年〇〇月〇〇日		〇〇〇市立病院医師（医長）（〇〇科） 現在に至る

作成上の注意

※医員，医師，教員（病院）は，（ ）内に診療科名を記載する。

教員（研究科），研究生は，（ ）内に分野名を記載する。

※職歴のうち，医学部附属病院医員（研修医を含む）並びに，医学系研究科，医学部，医学部附属病院の教員（講師，助教等）については，研究欄に同じものを記載してください。

※履歴書が複数枚にわたるときは，2枚目以降は外枠のみで結構です。

< 学位論文の見本（表紙） >

学位論文の題名

○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○

申請者氏名

氏名 ○○ ○○

申請者の所属

所属 山口大学大学院医学系研究科
○○○○専攻 ○○○○分野

学位論文作成日

平成23年 4月

目 次

1. 要旨	1
2. 研究の背景	2
3. 目的	3
4. 方法	4
(1) 対象	4
(2) 方法	5
(3) 解析	6
5. 結果	7
6. 考察	8
7. 結語	9
8. 謝辞	10
9. 参考文献	11

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この細則は、山口大学学位規則（昭和42年規則第27号。以下「学位規則」という。）第17条の規定に基づき、山口大学大学院医学系研究科医学博士課程における学位授与に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この細則における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「課程博士」とは、学位規則第3条第1項に定める学位をいう。
- (2) 「論文博士」とは、学位規則第4条第1項に定める学位をいう。

（予備審査）

第3条 博士の学位を得ようとする者は、学位申請に先立ち、予備審査を受けなければならない。

（論文博士の予備審査申請資格）

第5条 論文博士の学位申請前の予備審査を申請することができる者は、次のいずれも満たす者とする。

- (1) 本研究科の医学系教育職員、附属病院の教育職員、医員又は研究生（旧医学研究生の在籍期間を含む。以下、この条において同じ。）として在籍している者。
ただし、本研究科の医学系教育職員、附属病院の教育職員、医員又は研究生としての籍が無くなって2年以内に申請する者も含むものとする。
- (2) 本学における2年以上の研究歴を含め、別に定める必要な研究歴を有する者。
ただし、医学系研究科医学系代議員会（以下「医学系代議員会」という。）が優れた研究業績をあげたと認めた場合は、研究歴を1年短縮することができるものとする。
- (3) 医学系代議員会が実施する外国語試験に合格した者。

2 前項の外に予備審査を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ただし、前項第1号（ただし書きを含む。）による在籍の資格を有している者に限る。
- (1) 本研究科医学博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、退学した日から1年以上経過した者。
- (2) 本研究科博士後期課程を修了した者又は本研究科博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者で、さらに1年以上の医学博士課程の研究分野の研究歴を有し、医学系代議員会が実施する外国語試験に合格した者。

ただし、本研究科博士前期課程の医学系の入学試験に合格した者は、外国語試験は免除する。

（予備審査の申請）

第6条 予備審査の申請は、申請しようとする者の特別研究を指導する教授（以下「指導教授」という。）の承認を得て、所定の期日までに学位論文等関係書類を添えて研究科長へ行うものとする。

なお、論文博士の申請者は、更に論文審査手数料を添えるものとする。

(優れた研究業績)

第7条 優れた研究業績は、山口大学大学院医学系研究科医学系代議員会大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）の議を経て、医学系代議員会で認定するものとする。

(学位申請)

第10条 予備審査に合格した者は、指導教授の承認を得て所定の期日までに学位論文等関係書類を添えて学長へ学位を申請するものとする。

(第1次審査)

第11条 医学系代議員会は、予備審査結果の報告に基づき、学位審査の許可を投票により決定するものとする。

2 医学系代議員会は、前項により学位審査の許可を決定したときは、直ちに学位審査委員会を設置するものとする。

(学位審査委員会)

第12条 学位審査委員会は、学位申請者の学位論文の審査及び試験を行うものとする。

2 学位審査委員会は、当該専攻の教授のうちから主査1名、副査2名で構成する。ただし、当該専攻から適任者が得られない場合は、当該専攻以外の専攻の教授を指名し選任することができるものとする。

3 指導教授及び学位論文の関連論文の共著者は、主査に選任することができないものとする。

4 学位審査委員会は、学位論文の審査のため、学位論文審査会を開催しなければならない。

5 学位審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について所定の文書をもって医学系代議員会へ報告しなければならない。

(論文博士の第2次審査)

第15条 医学系代議員会は、論文博士の学位申請者に係る学位審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び試験の合否について投票により決定するものとする。

(学位授与)

第16条 第14条において課程修了が認定された者には、修了式の日（第4条第2項により課程修了が認定された者にあつては、認定された日）をもって学位を授与するものとする。

2 第15条において合格が認定された者には、合格の認定がされた日をもって学位を授与するものとする。

(論文博士の資格審査等)

第17条 第5条に定める論文博士の予備審査申請資格の審査は、大学院委員会において行うものとする。

2 その他予備審査申請に関して疑義のある場合は、大学院委員会で審議する。

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則の申合せ（抜粋）

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則（以下「細則」という。）の規定に基づき、必要な事項について申し合わせる。

第1章 申請に関する事項

第1 予備審査申請期日について（細則第6条）

1 課程博士の予備審査申請期日は次のとおりとする。

(1) 原則として4年次の1月15日（9月修了予定者は6月15日）（同日が国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第58号）第6条に規定する休日の場合は、その直前の勤務日とする。以下、日程に関する規定において同じ。）までに行うものとする。

(2) 細則第4条第1項第2号に該当する者については、原則として3年次の1月4日から1月15日（9月修了予定者は6月1日から6月15日）までに行うものとする。

ただし、特別な理由がある場合は、指導教授の理由書を添えて申請し、山口大学大学院医学系研究科医学系代議員会大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）の承認を得て、3年次の12月28日（9月修了予定者は5月末日）以前に予備審査の申請を行うことができるものとする。

(3) 細則第4条第2項の「退学した日から1年以内」とは、退学した日の翌日から翌年の退学した月日の前日までの期間をいい、これに該当する者の予備審査申請の期日については、第1号の取扱いに準ずるものとする。

2 論文博士の予備審査申請期日は、毎月15日までに行うものとする。

第2 予備審査申請の書類について（細則第6条）

1. 課程博士の予備審査申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 細則第4条第1項第1号の申請の場合

ア 予備審査申請書（様式1-1号）	1部
イ 論文目録（様式2号）	5部
ウ 学位論文	5部
エ 学位論文の関連論文（学位論文の基になった論文をいう。以下同じ）	5部
オ 学位論文の要旨（様式3号）	5部

(2) 細則第4条第1項第2号の申請の場合、又は細則第4条第1項第1号の申請の場合で学位論文の関連論文について大学院委員会の審査を要する場合

ア 予備審査申請書（様式1-1号）	1部
イ 論文目録（様式2号）	16部
ウ 学位論文	5部
エ 学位論文の関連論文	16部
オ 学位論文の要旨（様式3号）	16部

2. 論文博士の予備審査申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 予備審査申請書（様式1-2号）	1部
(2) 論文目録（様式2号）	16部
(3) 学位論文	5部
(4) 学位論文の関連論文	16部
(5) 学位論文の要旨（様式3号）	16部

(6) 履歴書（様式4号）	16部
(7) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し	1部
(8) 外国語試験合格証明書	1部
(9) その他研究歴を確認できるもの	1部

第3 論文博士の研究歴について（細則第5条）

1. 学位申請時には、次に定める必要な研究歴を満たしておかなければならない。
 - (1) 医学の課程を修了した者は、基礎医学において5年以上、臨床医学において6年以上の医学研究歴（実地修練期間は含まない）を有すること。
 - (2) 医学の課程を経ない者は、次のいずれかに該当する医学又はこれに関連ある科目について研究歴を有すること。

ア 歯学の大学を卒業した者	基礎医学において5年以上 臨床医学において6年以上
イ 理科系の大学院博士課程修了者	5年以上
ウ 理科系の大学院修士課程修了者	6年以上
エ 理科系の大学の卒業者	8年以上
オ その他医学系研究科医学系代議員会（以下「医学系代議員会」という。）において、これと同等以上の学力があると認められた者	
2. 前項の研究歴は、次のいずれかに該当するものでなければならないものとする。
 - (1) 大学の医学又は関連学科において、専任教員として研究に従事した期間
 - (2) 大学の附属病院において、医員、研修医として研究に従事した期間
 - (3) 大学院医学系研究科（旧医学研究科を含む。）の医学系を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
 - (4) 大学医学部の全日制の研究生、専修生として在学した期間
 - (5) 医学又は関連学科に係る権威ある研究施設等において、専任職員として研究に従事した期間
 - (6) 医学又は関連学科において研究に従事した期間で、大学院委員会が前各号と同等以上と認めた期間
 - (7) 基礎医学に関して3年以上研究に従事し、学位論文の関連論文を完成した後、引き続き権威ある研究施設を有する臨床医学機関で研究した場合は、その期間を基礎医学研究歴の継続とみなす。
 - (8) 基礎医学及び臨床医学の双方にわたって研究した場合は、その期間を通算する。
3. 権威ある研究施設等及びその他の研究歴は、次のものをいう。
 - (1) 医学並びに関連学科に関する権威ある研究施設の研究歴

医学並びに関連学科に関する権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間を研究歴として取り扱うものとする。

その研究施設は、次のとおりであり、それ以外の研究施設については、その都度、大学院委員会において協議するものとする。

ア 国立感染症研究所
イ 国立保健医療科学院
ウ 国立がんセンター・病院
エ 国立循環器病センター
オ 国立遺伝学研究所
カ 国立精神・神経センター・病院・精神保健研究所

キ 自然科学研究機構の分子科学研究所，基礎生物学研究所及び生理学研究所
ク 国立国際医療センター

(2) 外国における医学並びに関連機関の研究歴

外国の大学等でリサーチフェロー，クリニカルフェロー等として先進国地域で研究した期間（研究歴）の取扱基準は，次の条件のいずれも満たしているものとする。

なお，先進国地域以外については，その都度大学院委員会において協議するものとする。

ア 研究先が国，公，私立の大学及び研究所であること。

イ 研究先から研究したことの証明があること。

ウ 研究歴に算入する期間は，最大限2年とする。

(3) 本学部において以下の身分で研究に従事した期間

ア 山口大学外国人研究者

イ 山口大学受託研究員

ウ 文部科学省内地研究員

エ 山口大学私学研修員

4. 研究歴の計算は，学位1次審査に付議する前月の15日を計算日とし，日単位で計算する。

なお，端数日の合計が30日を越える場合は30日を1月として扱う。

第4 優れた研究業績について（細則第7条）

優れた研究業績の基準は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 論文投稿時に公表されている最新の「JCR (Journal Citation Reports)」において，学位論文の関連論文が掲載された雑誌のインパクトファクターが2.0以上であること。

(2) 学位論文の関連論文を含む筆頭論文を2編以上有し，論文投稿時に公表されている最新の「JCR」において，雑誌のインパクトファクターの合計が3.0以上であること。

第5 学位申請期日について（細則第10条）

1 課程博士の学位申請の最終期日は，原則として第1次審査を付議する2月（9月修了予定者は7月）の医学系代議員会（定例）開催日前週の金曜日までとする。

ただし，同日までに学位論文の関連論文（学位論文の基になった論文）が受理された旨の書類が提出できない場合に限り，指導教授の了解のもと，最終提出期日を次のとおり延長することができる。

(1) 細則第4条第1項の者については，2月15日（9月修了予定者は8月15日）までとする。

(2) 細則第4条第2項の者については，退学した日から1年以内に到来する2月15日（9月の退学者は8月15日）までとする。

2 論文博士の学位申請期日は，原則として，第1次審査を付議する医学系代議員会（定例）開催日前週の金曜日までとする。

なお，同日において研究歴を満たしていない者については，研究歴を満たす月の翌月における本文を準用した期日までとする。

第6 学位申請の書類について（細則第10条）

1. 課程博士の学位申請に必要な書類は，次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 学位申請書（様式5-1号） | 1部 |
| (2) 論文目録（様式2号） | 11部 |
| (3) 学位論文 | 11部 |

- | | |
|-------------------|-----|
| (4) 学位論文の関連論文 | 6部 |
| (5) 学位論文の要旨(様式3号) | 11部 |
| (6) 参考論文 | 6部 |
| (7) 履歴書(様式4号) | 11部 |
| (8) 授業料納付証明書 | 1部 |
| (9) 承諾書(様式6号) | 1部 |
| (10) 履修手帳(又は履修簿) | |
2. 論文博士の学位申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 学位申請書(様式5-2号) | 1部 |
| (2) 論文目録(様式2号) | 11部 |
| (3) 学位論文 | 11部 |
| (4) 学位論文の関連論文 | 6部 |
| (5) 学位論文の要旨(様式3号) | 11部 |
| (6) 参考論文 | 6部 |
| (7) 履歴書(様式4号) | 11部 |
| (8) 承諾書(様式6号) | 1部 |
| (9) 学位申請者調書(様式7号) | 1部 |

第7 学位論文の関連論文について (申合せ第2, 第6)

学位論文の関連論文(以下, 第7において「関連論文」という。)は次の要件を満たすものとする。

- (1) 本学医学部又は本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)から発表されたものでなければならない。

ただし, 申請者の所属機関として本学医学部又は本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)の名称が記載されていない場合, 本学において指導を受けた論文であることを証明しなければならない。

- (2) ピア・レビュー制度を有する雑誌に掲載又は掲載予定のものでなければならない。
 (3) 単著又は, 共著とする。ただし, 共著の場合は筆頭著者でなければならない。
 (4) 形式は, 欧文又は和文とする。ただし, 共著の場合は欧文でなければならない。
 (5) 共著者数は制限を設けない。ただし, 著者数が10名を越える場合には, 指導教授の理由書を予備審査申請書に添付するものとする。
 (6) 次の時期に掲載されたものでなければならない。

ア. 「課程博士」にあつては, 本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)に入学以降投稿し掲載された論文とする。

ただし, 予備審査申請日において, 5年を経過している論文により申請を行う場合は, 指導教授の理由書を添付するものとし, 大学院委員会で審議のうえ, 承認されなければならない。

イ. 「論文博士」にあつては, 予備審査申請日から, 過去5年以内に投稿し掲載された論文とする。

ただし, 5年を経過した論文により予備審査申請を行う場合は, 上記「ア」のただし書きを準用する。

ウ. 高度学術医育成コースを履修する者が, 医学部在学時に, 筆頭著者として発表した英文論文はこれを関連論文とすることができる。

- (7) 共著の場合, カレントコンテンツ(ライフサイエンス又はクリニカルメディシン)に収

録されている雑誌に公表されたものでなければならない。ただし、カレントコンテンツに収録されていない雑誌の場合は、ピア・レビュー制度を証明するものを提出し、大学院委員会で審議のうえ、承認されなければならない。

- (8) ショートコミュニケーションの場合は、欧文であること及び「S C I ジャーナルランキング（インパクトファクター）」が1,000位以内の雑誌に公表された論文でなければならない。
- (9) ケースレポート（症例報告）及びリサーチレターは、原則として関連論文とすることができない。なお、関連論文とする場合は、予備審査申請前に大学院委員会で審議のうえ、承認されなければならない。
- (10) 印刷公表されている場合、別刷りの代わりに掲載雑誌をコピーし製本したのもでも良い。その場合、原則として両面コピーとし、カラーで印刷されたものは、カラーコピーとする。
- (11) インターネット上で公表され、別刷が無い場合、別刷に準じて論文を作成する。
- (12) 掲載予定（インターネット上で掲載公表する場合も含む。）の場合は、掲載予定であることを証明するもの（論文受理証明書、論文が受理された旨の電子メール文）のコピーを1部添付しなければならない。
- (13) 雑誌は、学会誌とする。なお、学会誌以外でもカレントコンテンツに収録されている雑誌及び the Bulletin of the Yamaguchi Medical School（単著・共著いずれも可）も認める。
- (14) 予備審査申請時における関連論文については、掲載予定前の段階の論文でも可能とする。

第8 学位論文について （申合せ第2，第6）

1. 学位論文は、学位論文の関連論文を基にしたもので、次の内容から構成されたものとする。
 - (1) 要旨
 - (2) 研究の背景
 - (3) 目的
 - (4) 方法
 - (5) 結果
 - (6) 考察
 - (7) 結語
 - (8) 参考文献（学位論文の関連論文を含む関係論文を明記すること）
2. 優れた研究業績として申請する場合、学位論文の関連論文をもって学位論文に代えることができるが、この場合、「研究の背景」及び「要旨」を2,000～2,500字程度にまとめた「学位論文の関連論文の研究背景及び要旨」を添付しなければならない。
3. 学位論文は、和文（留学生等外国人の場合は欧文でも可）で作成する。前2の書類も同様とする。

第9 参考論文について （申合せ第2，第6）

- (1) 参考論文は、学位論文の関連論文以外の論文をいい、大学又は大学院在籍中あるいは大学卒業後等に作成したものとし、共著の場合は、筆頭著者以外も可とする。
- (2) 参考論文は数編あることが望ましい。
- (3) 論文目録には全編掲載するが、提出する論文は代表的なもの10編以内とする。
- (4) 共著論文の場合、論文目録には、著者全員の氏名を論文に掲載されている順に記載しなければならない。
- (5) 掲載予定（インターネット上で掲載公表する場合も含む。）の論文については、掲載予

定であることを証明するもの（論文受理証明書、受理された旨の電子メール文）のコピーを1部添付するとともに、別刷は学位論文の関連論文に準じて作成しなければならない。

(6) 印刷公表されている場合、別刷りの代わりに掲載雑誌をコピーし製本したものでも可とするが、原則として両面コピーとし、カラーで印刷されたものは、カラーコピーとしなければならない。

第10 学位論文の関連論文の共著者にかかる承諾書の取り扱いについて （申合せ第6）

(1) 共著者が死亡している場合は、死亡していることを第3者が証明した書類を添付しなければならない。

(2) 共著者が所在不明で、承諾を得ることが困難な場合は、承諾書に代わる書類（理由・経緯を記載したもの）を指導教授が提出しなければならない。

(3) 承諾書は、共著者が署名（ただし自署）したものとし、1枚による連記又は複数枚による単記のいずれでも可とする。

第11 論文博士の外国語試験について （細則第5条）

(1) 外国語試験は、英語とする。

(2) 予備審査申請前に医学系代議員会が実施する外国語試験に合格しなければならない。

ただし、医学系代議員会が実施する入学試験に合格し、退学した者は、これを免除する。

(3) 外国語試験の実施については、別に定める。